

# 第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画

令和3年4月

静岡県

## 目次

|                                                                   |                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----|
| 第1                                                                | はじめに.....                           | 1  |
| 1                                                                 | 犯罪被害者等の抱える様々な問題 .....               | 1  |
| 2                                                                 | 静岡県犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯 .....          | 1  |
| 3                                                                 | 第1次静岡県犯罪被害者等支援推進計画における重点課題・成果 ..... | 1  |
| 4                                                                 | 第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定 .....         | 3  |
| 第2                                                                | 第2次推進計画の策定方針及び計画期間 .....            | 3  |
| 1                                                                 | 策定方針.....                           | 3  |
| 2                                                                 | 計画期間.....                           | 4  |
| 第3                                                                | 基本理念.....                           | 4  |
| 1                                                                 | 尊厳を尊重した支援.....                      | 4  |
| 2                                                                 | 理解と配慮 .....                         | 5  |
| 3                                                                 | 途切れのない支援 .....                      | 5  |
| 4                                                                 | 連携による支援 .....                       | 5  |
| 第4                                                                | 重点課題.....                           | 5  |
| 1                                                                 | 犯罪被害者等に対する各種情報の提供 .....             | 6  |
| 2                                                                 | 精神的・経済的支援.....                      | 6  |
| 3                                                                 | 関係機関相互の連携.....                      | 6  |
| 4                                                                 | 理解の増進 .....                         | 6  |
| 第5                                                                | 推進体制.....                           | 7  |
| 第6                                                                | 重点課題に係る具体的施策（基本方針と取組） .....         | 8  |
| <b>重点課題Ⅰ</b> 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、<br>第11条関係） .....         |                                     | 8  |
| 【基本方針1】 相談及び情報の提供等（第9条関係） .....                                   |                                     | 8  |
| 【基本方針2】 損害の回復を図るための情報の提供等（第10条関係） .....                           |                                     | 9  |
| 【基本方針3】 経済的な助成に関する情報の提供等（第11条関係） ..                               |                                     | 9  |
| <b>重点課題Ⅱ</b> 精神的・経済的支援（第12条、第13条、第14条、第15条、<br>第16条、第17条関係） ..... |                                     | 10 |
| 【基本方針1】 日常生活の支援（第12条関係） .....                                     |                                     | 10 |
| 【基本方針2】 心理的外傷等からの回復（第13条関係） .....                                 |                                     | 11 |
| 【基本方針3】 安全の確保（第14条関係） .....                                       |                                     | 11 |
| 【基本方針4】 居住の安定（第15条関係） .....                                       |                                     | 12 |
| 【基本方針5】 雇用の安定（第16条関係） .....                                       |                                     | 13 |
| 【基本方針6】 捜査の過程における配慮等（第17条関係） .....                                |                                     | 13 |
| <b>重点課題Ⅲ</b> 関係機関相互の連携（第3条第4項、第7条第2項、第18条<br>関係） .....            |                                     | 14 |

|              |                                             |           |
|--------------|---------------------------------------------|-----------|
| 【基本方針 1】     | 関係機関の連携協力体制の構築（第 3 条第 4 項関係）                | 14        |
| 【基本方針 2】     | 民間支援団体に対する県の支援（第 7 条第 2 項関係）                | 14        |
| 【基本方針 3】     | 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施（第 18 条関係）                 | 15        |
| <b>重点課題Ⅳ</b> | <b>理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条関係）</b> | <b>15</b> |
| 【基本方針 1】     | 県民の理解の増進（第 19 条関係）                          | 15        |
| 【基本方針 2】     | 学校における教育（第 20 条関係）                          | 16        |
| 【基本方針 3】     | 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等（第 21 条関係）             | 17        |
| 【基本方針 4】     | 意見の反映（第 22 条関係）                             | 17        |
| <b>資料編 1</b> | <b>第 1 次推進計画における主な施策実施状況</b>                | <b>19</b> |
| <b>資料編 2</b> | <b>平成 29 年度犯罪被害類型別調査結果</b>                  | <b>22</b> |
| <b>資料編 3</b> | <b>令和元年度第 7 回県政インターネットモニターアンケート実施結果</b>     | <b>25</b> |
| <b>資料編 4</b> | <b>静岡県犯罪被害者等支援推進本部設置要綱</b>                  | <b>29</b> |
| <b>資料編 5</b> | <b>静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定</b>              | <b>31</b> |
| <b>資料編 6</b> | <b>第 2 次推進計画における取組の体系</b>                   | <b>32</b> |

# 第1 はじめに

## 1 犯罪被害者等の抱える様々な問題

犯罪被害に遭われた方及びその御家族又は御遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

など、「二次的被害」といわれる被害後に生じる様々な問題にも苦しめられております。

こうした甚大な苦しみから、犯罪被害者等の中には周囲に支援を求める気力すら奪われる方もおられます。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには、県、市町、民間支援団体などの関係機関・団体のほか、事業所、職場、家庭、近隣、学校などの周囲の人々による支えを必要とします。

## 2 静岡県犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯

そこで、静岡県では、犯罪被害者等の状況やその心情に対する理解を深め、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目指して「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」といいます。）を平成26年12月に制定し、平成27年4月1日に施行しました。

この県条例では、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、さらに県及び県民等の責務や県が講ずべき施策などを定めるとともに、その第8条において、施策を総合的に推進していくための推進計画を策定することとしました。

この県条例第8条に基づき、平成28年10月に以後、5年間の取組を示した静岡県犯罪被害者等支援推進計画を策定しました。

## 3 第1次静岡県犯罪被害者等支援推進計画における重点課題・成果

第1次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（以下「第1次推進計画」といいます。）においては、重点課題を

- I 犯罪被害者等に対する各種情報の提供
- II 精神的・経済的支援
- III 関係機関相互の連携
- IV 理解の増進

とし、各種取組を実施しました。

その結果、「犯罪被害者等に対する各種情報の提供」としましては、県内全市町に総合的対応窓口の設置が完了したほか、静岡県性暴力被害者支援センター SORA（そら）を開設するなど、各種情報の提供を可能とする窓口機能の強化を図ることができました。

「精神的・経済的支援」としましては、カウンセリング等費用の公費負担制度などの新たな支援制度を設けるなど精神的・経済的支援制度の充実を図ることができました。

「関係機関相互の連携」としましては、県、県警察、民間支援団体などの関係機関が協働して犯罪被害者等に関する街頭広報活動を継続して実施したほか、死傷者が多数に及ぶ事件事故が発生した場合の関係機関連携による犯罪被害者支援要領に関し、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会で研修会を開催するなど、関係機関相互の連携強化を図ることができました。

「理解の増進」としましては、県民向けに犯罪被害者等の生の声を届ける「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」を継続開催して県民の理解の増進を図ったほか、静岡県犯罪被害者等支援ハンドブックを改訂し、同ハンドブックを用いた県・県警・市町などの担当者を一堂に会した研修会を開催して担当者の理解の増進を図ることもできました。

#### 第1次推進計画における主な成果

| 重点課題 |                   | 主な成果の内容                                                                             |
|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| I    | 犯罪被害者等に対する各種情報の提供 | ・ 県内全市町における総合的対応窓口の設置完了<br>・ 静岡県性暴力被害者支援センター SORA（そら）の開設<br>・ 静岡県犯罪被害者等支援ハンドブックの改訂  |
| II   | 精神的・経済的支援         | ・ ハウスクリーニング費用の公費負担制度の運用開始<br>・ カウンセリング等費用の公費負担制度の運用開始<br>・ 公費負担制度の対象拡大              |
| III  | 関係機関相互の連携         | ・ 犯罪被害者週間における関係機関合同での街頭広報の継続実施<br>・ 静岡県犯罪被害者支援連絡協議会における死傷者多数事件事故時の被害者支援研修会の開催       |
| IV   | 理解の増進             | ・ 「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」の継続開催<br>・ 「命の大切さを学ぶ教室」の継続開催<br>・ 犯罪被害者等支援担当者（県・県警・市町）研修会の開催 |

（資料編1：「第1次推進計画における主な施策実施状況」参照）

#### 4 第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定

このように第1次推進計画の下で、静岡県における犯罪被害者等支援施策は着実に進展してきました。しかしながら、犯罪被害者等の抱える問題が全て解決したわけではありません。自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在します。そうした犯罪被害者等の声なき声にも耳を傾けなければなりません。

犯罪被害者等は我々の隣人です。社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得ます。社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であり、関係機関がより一層、相互に連携を図りながら協力し、更なる取組の強化を図っていかなければなりません。

そしてこのような取組がより実効性を持つためには、県民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運の醸成を図ることが重要であり、犯罪被害者等に対する県民の理解の増進と配慮・協力を一層促していく必要があります。そのため、引き続き、関係機関の緊密な連携の下、犯罪被害者等支援施策を強力に推進してまいります。

今般、第1次推進計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（以下「第2次推進計画」といいます。）を策定することとします。

## 第2 第2次推進計画の策定方針及び計画期間

### 1 策定方針

第1次推進計画に盛り込まれていた施策について、その充実を図るなどし、引き続き、第2次推進計画に盛り込むべきか否かの観点から検討しました。

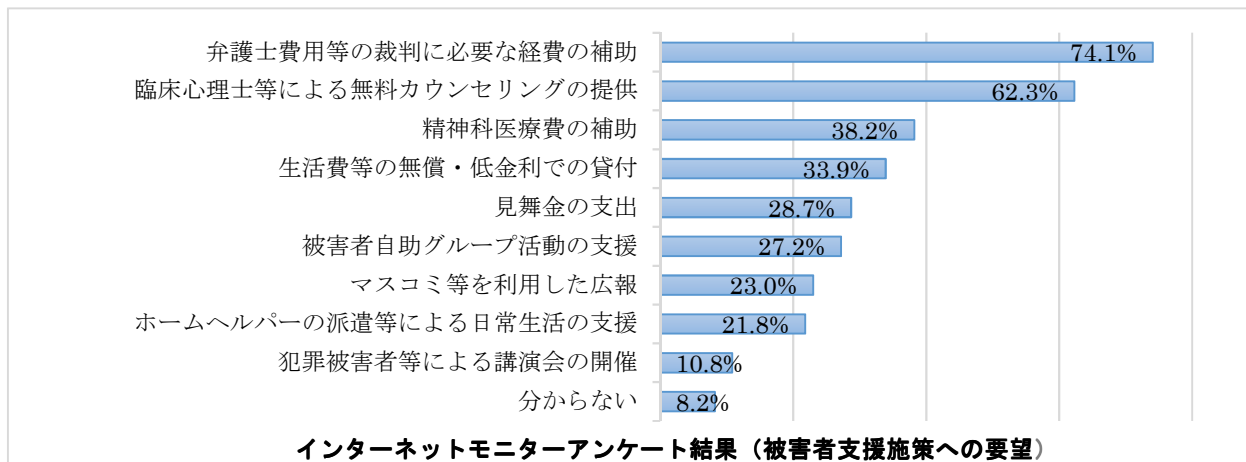
また、平成30年1月に警察庁が行った「平成29年度犯罪被害類型別調査」によれば、犯罪被害者等向け施策への要望に関し、犯罪被害者等から寄せられた自由記述形式での回答については

- ・ 相談窓口・支援窓口の充実・広報
- ・ カウンセリング、心のケアの充実
- ・ 支援メニューの情報提供
- ・ 二次被害防止への教育・指導

等と整理されていることから、これらの実現を図る施策を盛り込みました。

（資料編2：「平成29年度犯罪被害類型別調査結果」参照）

さらに、令和元年に行った県政インターネットモニターアンケートの結果から見てきた犯罪被害者等支援に関する県民の意見・要望を踏まえた施策を盛り込み、全体の計画を策定しました。



（資料編 3：「令和元年度第 7 回県政インターネットモニターアンケート実施結果（犯罪被害者支援施策に関して）」参照）

## 2 計画期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

また、毎年度施策の実施状況の確認、検証を行い、計画期間内においても必要に応じ、見直しを図ります。

## 第 3 基本理念

第 1 次推進計画と同様、県条例第 3 条に掲げる基本理念を踏まえた以下の 4 つを第 2 次推進計画における施策を推進する上での基本理念とします。

### 1 尊厳を尊重した支援

県条例第 3 条第 1 項は、犯罪被害者等支援を行う場合においては、「犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない」旨を規定しています。

誰もが犯罪被害者等になり得る社会の中で、思いもよらず被害に遭遇した犯罪被害者等の尊厳は、当然のこととして尊重されるべきであるにもかかわらず、これまで、被害の責任が犯罪被害者等にあるかのように誤解され、社会から例外的な存在と見られて、十分な支援を受けられず、孤立する場合も少なくありませんでした。

そこで、犯罪被害者等は社会のかけがえのない一員であり、その尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい当然の処遇を保障される権利を有していることを念頭に施策を推進していきます。

## 2 理解と配慮

県条例第3条第2項は、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、推進されなければならない」旨を規定しています。

犯罪被害には様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。

そこで、犯罪被害者等の個別の事情を正確に把握、理解した上で、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して個々の具体的事情に応じた支援活動を適切に実施できるよう施策を推進していきます。

## 3 途切れない支援

県条例第3条第3項は、「犯罪被害者等支援は、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない」旨を規定しています。

犯罪被害者等が平穏な生活を回復するまでには長時間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、必要とされる支援内容も変化します。

そこで、適用される制度や担当機関が変わっても、継続性を持って支援等が行われ、犯罪被害者等の誰もが必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられる「途切れない支援」が実現できるよう施策を推進していきます。

なお、関係機関との連携に当たっては、個人情報取り扱いに特段の配慮をします。

## 4 連携による支援

県条例第3条第4項は、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない」旨を規定しています。

犯罪被害者等への支援は、時期、被害者個々の状況等によって必要とする支援は異なり、多様な支援が求められます。

そこで、関係機関相互の理解を増進させ、協力意識を醸成して、関係機関が一体となった「連携による支援」が実現できるよう施策を推進していきます。

# 第4 重点課題

策定方針に基づき、第2次推進計画の施策を策定、体系的に整理する中で、第1次推進計画と同様の4つの重点課題が確認されました。

そこで、第2次推進計画においても、以下の4つの重点課題を掲げることとしました。



## **1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供**

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うといった直接的な被害のほかに、未知の様々な問題に遭遇することとなりますが、これらを自力で解決していくことが非常に困難な状況にあります。このため、犯罪被害者等には、必要に応じて相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことが必要です。

事件発生直後からそのような体制が整えられている場合には、犯罪被害者等が、犯罪そのものによって受けた被害以上に混乱したり苦しんだりすることを最小限に抑えることができるので、犯罪被害者等が必要とする情報提供の窓口を明確にするとともに、誰が窓口担当者であっても必要な情報が確実に提供できるような体制や仕組みを整えていくことが重要です。

## **2 精神的・経済的支援**

犯罪等に遭ったことに伴う精神的なショックのほか、被害直後はもちろんのこと、障害が残るなどの中長期的な心身の不調の回復・軽減に向けた取組を行うとともに、再び被害を受けるのではないかと不安や恐怖を取り除くための取組に努めます。

また、犯罪被害者等は死亡・けがにより働くことができなくなるなどにより経済的被害を受けるため、様々な経済的助成制度を犯罪被害者等に確実に教示して経済的負担の軽減に努めます。

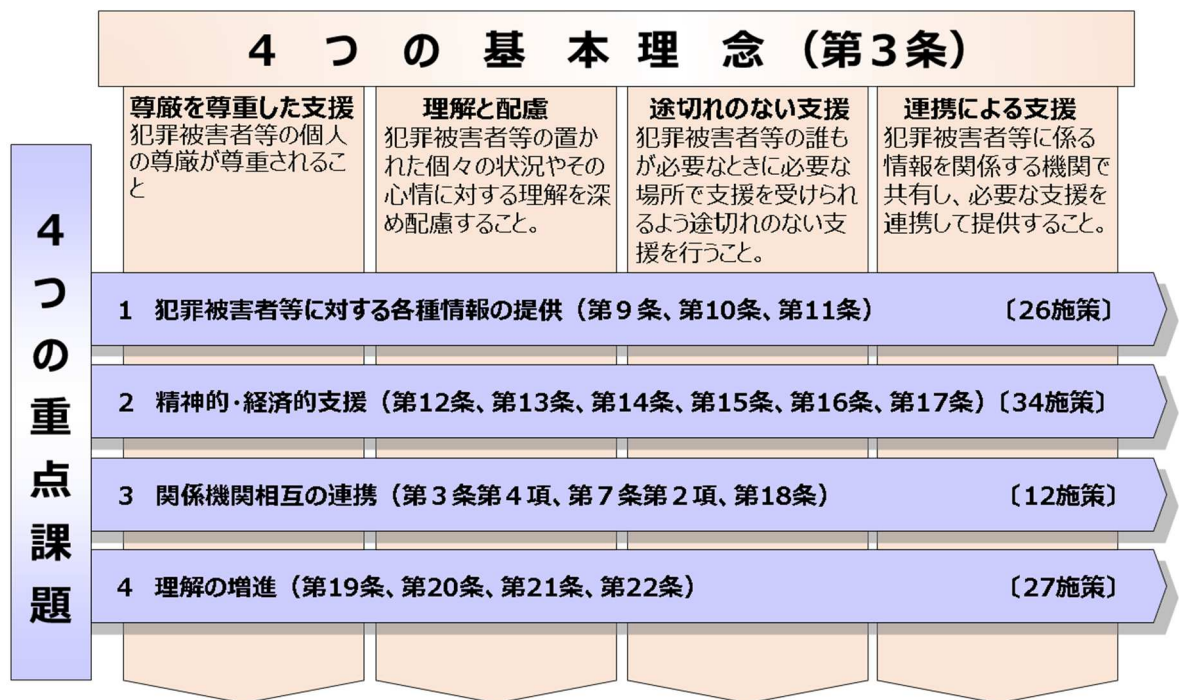
## **3 関係機関相互の連携**

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個々の事情等によって必要とする支援が異なり、また多様な方面における支援が求められるため、個々の機関・団体で支援が途切れることなく、それぞれが役割を適切に果たしていくとともに、関係機関等が連携して支援することが極めて重要です。

## **4 理解の増進**

犯罪被害者等の実態、ニーズ及び支援に関する施策についての社会一般の理解がいまだに十分進んでいない現在の状況を改善していくため、県民の理解促進につながる取組を着実に、かつ幅広く行い、社会全体での犯罪被害者等支援に結び付けていくよう努めます。

また、ニーズに応じた的確な支援を途切れることなく実施するため、犯罪被害者等の心情や各関係機関が持つ支援制度等に対する支援従事者の理解を深化させることも極めて重要です。



## 第5 推進体制

「静岡県犯罪被害者等支援推進本部設置要綱」(資料編4)及び「静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画及び検証に関する有識者検討会設置要綱」(資料編5)に基づく以下の体制により、静岡県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

- 1 静岡県犯罪被害者等支援推進本部  
静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定及び推進に関する事務を所掌します。
- 2 静岡県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会  
静岡県犯罪被害者等支援推進本部の円滑な運営に資する事務を執り行います。
- 3 静岡県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会幹事会  
静岡県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会の円滑な運営に資する事務を執り行います。
- 4 静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画及び検証に関する有識者検討会  
静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定及び検証に関する事項等について検討を行います。

## 第6 重点課題に係る具体的施策（基本方針と取組）

### **重点課題Ⅰ** 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条関係）

次の3点を基本方針とし、基本方針ごとにと組を定めて、「犯罪被害者等に対する各種情報の提供」を実現していきます。

- 1 相談及び情報の提供等（第9条関係）
- 2 損害の回復を図るための情報の提供等（第10条関係）
- 3 経済的な助成に関する情報の提供等（第11条関係）

#### **【基本方針1】 相談及び情報の提供等（第9条関係）**

犯罪被害者等が直面している問題について適切な窓口を明確にするとともに、相談体制を充実させて、相談内容に応じた情報の提供及び助言を行っていきます。

#### **【取組】**

- ① 指定被害者支援要員を指定し、被害直後から被害者の相談に応じます。（警察本部）
- ② 「被害者の手引」について、必要に応じ見直しを図り、内容を充実させるとともに、対象となる犯罪被害者等に確実に交付するよう努めます。（警察本部）
- ③ 「性犯罪被害 110 番」等の警察部内の各種相談窓口の適切な運営に努めていきます。（警察本部）
- ④ 「静岡県性暴力被害者支援センター SORA（そら）」において、関係機関と連携して、性犯罪・性暴力被害者等の相談に対応します。（くらし交通安全課）
- ⑤ 県内市町における犯罪被害者等支援条例制定状況等の施策推進状況について県内市町施策担当窓口・総合的対応窓口に情報提供し、市町の相談体制の充実に協力します。（警察本部、くらし交通安全課）
- ⑥ 市町における施策担当及び総合的対応窓口に対し、窓口体制の更なる連携・協力の充実・強化に向けて働き掛けていきます。（くらし交通安全課）
- ⑦ 市町における総合的対応窓口を始め、地域における関係機関・団体の連絡先や各種支援制度・事業の内容を一覧できる「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用を図ります。（くらし交通安全課）
- ⑧ 被害児童生徒の不安、悩みに対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校に派遣する等、学校内の相談体制の充実を図ります。（教育委員会）

- ⑨ 被害児童生徒や保護者に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等に関する情報提供を行います。(教育委員会)
- ⑩ 県総合教育センターの教育相談において、心理学や教育学等に関する専門家からの助言等を受け、児童生徒や保護者からの面接相談や電話相談に対応します。教育委員会内をはじめ関係各機関等との連携を図り、相談機関としての機能の充実を図ります。(教育委員会)
- ⑪ あざれあ女性相談において、関係機関と連携して犯罪被害者等の相談に対応します。(男女共同参画課)
- ⑫ DV防止パンフレット等により、正しい知識や相談場所等、必要な情報を提供します。(男女共同参画課)
- ⑬ 児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、学校関係機関との連携を強化しながら市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。(児童相談所)
- ⑭ 障害者虐待防止支援センターにおいて、関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある方やその関係者からの相談に対応します。(障害者政策課)

## 【基本方針2】 損害の回復を図るための情報の提供等（第10条関係）

犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等に対し、加害者に関する情報や損害賠償命令制度等について情報提供を行っていきます。

### 【取組】

- ① 法テラスや静岡県弁護士会等法律の専門家が行う犯罪被害相談窓口に関する情報提供を行います。(警察本部、くらし交通安全課)
- ② NPO法人静岡犯罪被害者支援センターで行っている法律相談につなげられるよう、同センターに対する犯罪被害者等の情報提供制度の活用を図ります。(警察本部)
- ③ 犯罪被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等について情報の提供を行います。(警察本部)

## 【基本方針3】 経済的な助成に関する情報の提供等（第11条関係）

犯罪に起因して発生する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、様々な経済的助成制度について情報提供や助言を行っていきます。

### 【取組】

- ① (公財) 犯罪被害救援基金制度、日本財団まごころ奨学金制度に関する情報提供を行います。(警察本部)
- ② 交通事故事件の被害者等に対しては、(独法) 自動車事故対策機構、(公財)

交通遺児等育成基金、(一財)道路厚生会等の支援制度に関する情報提供を行います。(警察本部)

- ③ 対象となる犯罪被害者等に対し、警察で所管する各種公費負担制度を教示します。(警察本部)
- ④ 対象となる犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度の教示と手続の迅速化に努めます。(警察本部)
- ⑤ 医療費控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除等、税法上の救済制度に関する情報提供を行います。(警察本部)
- ⑥ 対象となる犯罪被害者等に対し、暴力団犯罪被害者支援制度に関する情報提供を行います。(警察本部)
- ⑦ 被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。(国民健康保険課)
- ⑧ ひとり親家庭等への医療費の助成制度について情報提供を行います。(こども家庭課)
- ⑨ 被害者国選弁護制度や法テラスの民事法律扶助制度に関する情報提供を行います。(警察本部、くらし交通安全課)

## **重点課題Ⅱ 精神的・経済的支援(第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条関係)**

次の6点を基本方針とし、基本方針ごとにと組を定めて、「精神的・経済的支援」を実現していきます。

- 1 日常生活の支援(第12条関係)
- 2 心理的外傷等からの回復(第13条関係)
- 3 安全の確保(第14条関係)
- 4 居住の安定(第15条関係)
- 5 雇用の安定(第16条関係)
- 6 捜査の過程における配慮等(第17条関係)

### **【基本方針1】 日常生活の支援(第12条関係)**

日常生活を営むことに支障が生じた犯罪被害者等には、通院時の付添い、家事、育児等、被害に遭う前の生活を取り戻すための支援を行っていきます。

### **【取組】**

- ① NPO法人静岡犯罪被害者支援センターで行っている日常生活の支援につなげられるよう、同センターに対する情報提供制度の活用を図ります。(警察本部)

- ② 市町の総合的対応窓口と連携し、日常生活の支援につなげます。(警察本部、くらし交通安全課)
- ③ 経済的援助制度について研究します。(警察本部、くらし交通安全課)
- ④ DV被害者等の自立を支援します。(こども家庭課、女性相談支援センター)

## 【基本方針 2】 心理的外傷等からの回復（第 13 条関係）

犯罪被害者等が事件事故により受けた心理的な影響を早期に緩和、回復できるように支援を行っていきます。

### 【取組】

- ① 犯罪被害者等の希望に応じて、被害者支援カウンセラー（臨床心理士等の資格を持つ警察官）によるカウンセリングを実施します。(警察本部)
- ② カウンセリング等費用の公費負担制度の適切な運用を図ります。(警察本部)
- ③ 犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立小中学校、県立高校及び特別支援学校等にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や派遣を行い、児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。(教育委員会)
- ④ 犯罪被害者及び家族に対する相談支援を行います。(精神保健福祉センター)
- ⑤ PTSDの対応に関する研修会の実施を検討します。(精神保健福祉センター)
- ⑥ 高次脳機能障害に係る当事者・家族からの相談対応等を行うため、支援拠点機関を中心として関係機関の連携を強化し、相談支援を行います。(障害福祉課)
- ⑦ 被虐待児童への心理的ケア等の支援を行います。(児童相談所)

## 【基本方針 3】 安全の確保（第 14 条関係）

生命、身体に対して再び危害が及ぶおそれがある場合は、これを未然に防ぎ、犯罪被害者等の安全を確保するための取組を行っていきます。

### 【取組】

- ① 検挙した加害者により再び危害を加えられる事態を防止するための保護対策を確実に行います。また、刑事施設等と連携し、加害者の出所に関する情報を把握して再被害を受けるおそれのある犯罪被害者等に対して安全対策を講じます。(警察本部)
- ② 犯罪被害者等が更なる犯罪により被害を受けることを防止するため、被害者の避難措置等の保護対策、被疑者の検挙を推進するとともに、DV防止法に基づく援助申出に適切に対応し、DV被害者の安全確保に努めます。(警察本部)

- ③ DV被害者等については女性相談支援センター等による一時保護、被虐待児童については状況に応じて一時保護又は児童養護施設などへの入所措置等、社会的擁護を行います。(児童相談所、女性相談支援センター)
- ④ DV被害者等を保護する住民基本台帳の閲覧制限の周知徹底を市町に行い、市町及び関係機関とのより一層の連携を図ります。(女性相談支援センター)
- ⑤ DV被害者については、あざれあ女性相談室と関係機関との連携を密にして安全が確保できるように努めます。(男女共同参画課)
- ⑥ 一時保護を希望するDV被害者等の情報を共有し、被害者が安全に保護されるように警察や市町等の関係機関との連携を密にします。(女性相談支援センター)
- ⑦ 一時保護されたDV被害者等に対しては、保護命令などの積極的な利用を勧めるとともに、裁判所から保護命令が出された場合は、防犯指導や連絡体制を取って、被害者の安全確保に努めます。(女性相談支援センター)
- ⑧ 学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図ります。(教育委員会)

#### 【基本方針4】 居住の安定（第15条関係）

関係機関、団体と連携して、一時的、あるいは中長期的な居住を確保するための取組を進めていきます。

#### 【取組】

- ① ハウスクリーニング費用の公費負担制度の適切な運用を図ります。(警察本部)
- ② 一時避難場所の確保に係る公費負担制度の適切な運用を図ります。(警察本部)
- ③ 犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要がある犯罪被害者等については、原則として1年を超えない期間で県営住宅を使用できるよう配慮しています。(公営住宅課)
- ④ 犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について、市町の犯罪被害者等支援担当課や公営住宅担当課へ制度の周知をします。(公営住宅課)
- ⑤ DV被害者等や被虐待児童に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等を確保し保護及び自立支援を行います。DV被害者等が一時保護施設から退所するにあたって必要な場合、公営住宅における優先入居又は目的外使用を県市町に働き掛けます。(児童相談所、女性相談支援センター)
- ⑥ DV被害者に対する県営住宅の一時使用を行っています。(公営住宅課)
- ⑦ 被虐待児童については、状況に応じて一時保護又は児童養護施設などへの入所措置による社会的な擁護を行います。(児童相談所)

- ⑧ 一時保護所での保護に適さないDV被害者について、個々の状況に合った場所での保護ができるよう、様々な地域・種類の一時保護委託先を確保します。  
(こども家庭課)

#### 【基本方針５】 雇用の安定（第16条関係）

雇用情勢にかかわらず、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう雇用の安定を図るとともに、事業者の理解を深めていく取組を行っていきます。

##### 【取組】

- ① 犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援を行います。(労働雇用政策課)
- ② 犯罪被害により障害を負った人が就職を希望する場合は、就業支援と生活支援を一体的に提供する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を行います。(労働雇用政策課)
- ③ 犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談が寄せられた場合は、個別労働紛争解決制度などの周知を図るとともに、関係機関等と連携して問題解決を図ります。(労働雇用政策課)

#### 【基本方針６】 捜査の過程における配慮等（第17条関係）

捜査員に対し、捜査の過程において犯罪被害者等が捜査従事者から二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等の実態を真に理解させるための知識の涵養と、精神的負担を軽減させるための取組を行っていきます。

##### 【取組】

- ① 犯罪被害者等に現場確認等の精神的負担の大きい捜査への協力を求める場合は、指定被害者支援要員の活用を図り、二次的被害の低減に努めます。(警察本部)
- ② 司法解剖した被害者の遺体修復費用の公費負担制度の適切な運用を図ります。(警察本部)
- ③ 司法解剖した被害者の遺体搬送費用の公費負担制度の適切な運用を図ります。(警察本部)
- ④ 性犯罪被害者に対する緊急避妊費用等の公費負担制度の適切な運用を図ります。(警察本部)



## **重点課題Ⅲ 関係機関相互の連携（第3条第4項、第7条第2項、第18条関係）**

次の3点を基本方針とし、基本方針ごとに取り組を定めて、「関係機関相互の連携」を実現していきます。

- 1 関係機関の連携協力体制の構築（第3条第4項関係）
- 2 民間支援団体に対する県の支援（第7条第2項）
- 3 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施（第18条関係）

### **【基本方針1】 関係機関の連携協力体制の構築（第3条第4項関係）**

犯罪被害者等の支援は、個別の事情から犯罪被害者等が必要とする支援がそれぞれ異なり、多様な支援が求められるため、関係機関・団体の連携協力が極めて重要であることから、その礎となる体制を構築していきます。

#### **【取組】**

- ① 静岡県犯罪被害者支援連絡協議会及び各警察署犯罪被害者支援連絡協議会を継続開催し、関係機関相互の連携協力体制の維持・強化を図ります。（警察本部）
- ② 静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）と関係機関との連携強化を図ります。（くらし交通安全課）
- ③ 県内市町との連携協力体制の充実を図ります。（警察本部、くらし交通安全課）
- ④ 必要に応じ、各民間支援団体との連携協力体制の充実を図ります。（警察本部、くらし交通安全課）
- ⑤ 児童虐待防止やDV防止のための関係機関のネットワークを強化し、情報の共有や県民への意識啓発に取り組みます。（こども家庭課、児童相談所、女性相談支援センター）

### **【基本方針2】 民間支援団体に対する県の支援（第7条第2項関係）**

各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定された全国にある民間支援団体（以下「早期援助団体」といいます。）に対して、犯罪被害者等からの支援依頼に基づき、支援に資する情報の共有を積極的に図ります。

また、静岡県における早期援助団体である「NPO法人静岡犯罪被害者支援センター」の支援活動等に関し、積極的に助言、協力していきます。

#### **【取組】**

- ① 早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、支援に必要となる犯罪被害者等に関する情報を提供します。（警察本部）
- ② 早期援助団体の行う直接的支援事業に助言、協力します。（警察本部）

- ③ NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、広報活動を強化します。  
(警察本部、くらし交通安全課)
- ④ NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの活動基盤の強化に協力します。  
(警察本部、くらし交通安全課)

### 【基本方針 3】 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施（第 18 条関係）

県内において死傷者が多数発生する事件事故、その他重大事案が発生した場合に、県が中心となって市町や関係機関と連携し必要な被害者支援が円滑に実施されるよう緊急支援体制を構築していきます。

#### 【取組】

- ① 死傷者多数事件事故が発生した場合は、被害者支援本部を設置して被害者支援に従事する警察官を各所属から動員し、初期的な支援活動を迅速に実施できるよう体制を整備します。(警察本部)
- ② 死傷者多数事件事故発生時に被害者支援に従事する警察官向けに、被害者支援活動要領を定めたマニュアルを作成・整備します。(警察本部)
- ③ 静岡県犯罪被害者支援連絡協議会等を活用し、関係機関との連絡体制を整備します。(警察本部)

## 重点課題Ⅳ 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条関係）

次の 4 点を基本方針とし、基本方針ごとにと組を定めて、「理解の増進」を実現していきます。

- 1 県民の理解の増進（第 19 関係）
- 2 学校における教育（第 20 条関係）
- 3 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等（第 21 条関係）
- 4 意見の反映（第 22 条）

### 【基本方針 1】 県民の理解の増進（第 19 条関係）

一人でも多くの県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体での支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、幅広く広報啓発活動を進めていきます。

#### 【取組】

- ① 県広報誌やホームページのほか、県民に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。(警察本部、くらし交通安全課)

- ② 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた集中的な広報や街頭活動を行い、県民の理解を増進します。（警察本部、くらし交通安全課）
- ③ 「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」を継続的に開催します。（警察本部、くらし交通安全課）
- ④ 犯罪被害者等の支援に貢献した個人・団体を積極的に表彰することにより、社会全体で犯罪被害者等を支援する気運の醸成に努めます。（警察本部）
- ⑤ 児童虐待防止のため、県内各所での街頭キャンペーンなど、広報啓発活動に取り組み、県民への理解促進に努めます。（こども家庭課）

## 【基本方針2】 学校における教育（第20条関係）

被害者も加害者も出さない安全で安心なまちづくりを実現するために、犯罪被害者等の置かれている状況等について多くの青少年に正しく理解させる教育活動の拡充は極めて重要であり、そのために「命の大切さを学ぶ教室」などの実施に向けて市町への働きかけを広めていきます。

### 【取組】

- ① 将来の社会を担う中学生・高校生の中に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識を涵養しつつ、罪を犯してはならないという規範意識の向上を図るため、「命の大切さを学ぶ教室」として、犯罪被害者遺族等による講演会を開催します。（警察本部、教育委員会）
- ② 県内の大学等と連携して、講義の一つとして犯罪被害者等支援を取り入れてもらい、大学生のボランティア参加を促します。（警察本部）
- ③ 各学校において生命の尊重に関する指導等、道徳教育の充実を一層図るよう努めるとともに様々な体験活動を推進することで生命や自然を大切にする心を育成します。（教育委員会）
- ④ こころの教育を推進し、被害者にも加害者にもならないための意識の定着を図ります。（教育委員会）
- ⑤ 自然体験やボランティア活動などの社会体験等、児童生徒の心に響く体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育の推進を図ります。（教育委員会）
- ⑥ 学校教育のあらゆる場を通して、幼児・児童・生徒が自分の良さや成長の可能性について理解し、自他の生命を尊重しようとする心情や態度の育成を図ります。（教育委員会）
- ⑦ 交流及び共同学習を推進し、幼児・児童・生徒の豊かな人間性と社会性の育成を図ります。（教育委員会）

### 【基本方針 3】 犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等(第 21 条関係)

犯罪被害者等支援に従事する県や市町の職員、民間支援団体の職員及びボランティア等に対して研修を行い、人材の育成を図ります。

#### 【取組】

- ① 指定被害者支援要員や特別支援要員に対する研修を実施します。(警察本部)
- ② 警察学校入校生(初任科、任用科、専科)に対し、犯罪被害者等支援に関する授業を行います。(警察本部)
- ③ 女性地域警察官研修会を開催し、犯罪被害者の心理及び被害者対応要領等の研修を実施します。(警察本部)
- ④ 性犯罪指定捜査員研修会を開催し、性犯罪被害者の特性と対応要領についての研修を実施します。(警察本部)
- ⑤ 警察署相談係員対象の研修会を行い、犯罪被害者等支援業務の習熟を図ります。(警察本部)
- ⑥ 犯罪被害者等支援に従事する職員に対して代理受傷に関する研修を行います。(警察本部)
- ⑦ 行政職員向けの基礎資料「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を研修などに活用します。(くらし交通安全課)
- ⑧ 県・県警・市町の行政職員を対象とした「犯罪被害者等支援担当者研修会」を開催し、犯罪被害者等支援についての理解促進と窓口対応による二次的被害防止を図ります。(くらし交通安全課、警察本部)
- ⑨ DV被害者等支援や児童虐待の相談支援体制整備や相談員の資質向上のための研修を実施します。(男女共同参画課、女性相談支援センター、児童相談所)
- ⑩ 医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係機関に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を実施します。(精神保健福祉センター)
- ⑪ 児童相談所において児童虐待等のより困難な相談に対応するとともに、広く児童や家庭からの相談に一義的に対応する市町職員に対する研修の充実等により、専門性の向上を図ります。(こども家庭課、児童相談所)
- ⑫ 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる市町職員及び地域包括支援センター職員の対応能力の向上を図ります。(福祉長寿政策課)

### 【基本方針 4】 意見の反映(第 22 条関係)

県は、行政機関のみで作成する計画では県民に対する実効性が乏しいことを念頭に置き、社会情勢の変化を施策に反映し、施策の検証を的確に行うために、一定期間ごとに県民の意識調査を行っていきます。

**【取組】**

- ① 県政インターネットモニターアンケート等を活用し、より多くの県民の皆様からの意見を求めます。（警察本部・くらし交通安全課）
- ② 推進計画の策定及び改正時には、意見公募（パブリックコメント）を実施します。（警察本部）
- ③ 推進計画の策定、改正及び推進結果の検証時には有識者検討会からの意見を求めます。（警察本部）

（資料編 6：「第 2 次推進計画における取組の体系」参照）

## 資料編 1 第 1 次推進計画における主な施策実施状況

【各機関ごとに実施したもの】

(取組機関等は第 1 次推進計画当時)

| 取組機関     | 内 容                                                |
|----------|----------------------------------------------------|
| 警察本部     | ○ 「被害者の手引」の交付による刑事手続及び各種支援制度の教示                    |
|          | ○ 被害者連絡（捜査情報等の情報提供）の実施                             |
|          | ○ 指定被害者支援要員による被害者等のニーズに応じた支援の実施                    |
|          | ○ 性犯罪被害相談電話の全国共通短縮ダイヤル「＃８１０３」及び 24 時間相談対応の運用       |
|          | ○ 被害者支援カウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリングの実施                 |
|          | ○ 新たな公費負担制度（カウンセリング等費用、ハウスクリーニング費用）の開始             |
|          | ○ 公費負担制度の適切な運用と男性性犯罪被害者への公費負担制度の適用等、公費負担制度の対象拡充    |
|          | ○ 犯罪被害給付金の教示と迅速な裁定                                 |
|          | ○ 加害者からの再被害防止対策の実施                                 |
|          | ○ 被害者支援業務に関わる職員、関係者等への被害者支援に係る各種教養の実施              |
|          | ○ 早期援助団体への情報提供による各種被害者支援の実施                        |
|          | ○ 静岡県犯罪被害者支援連絡協議会及び各警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催による各機関との連携強化 |
|          | ○ 犯罪被害者等支援に係る各種広報啓発活動の実施                           |
|          | ○ 推進計画検証時における有識者からの意見聴取                            |
| くらし交通安全課 | ○ 「静岡県性暴力被害者支援センター SORA（そら）」の開設                    |
|          | ○ 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂                           |
|          | ○ 県内全市町への犯罪被害者等支援施策担当窓口及び総合的対応窓口の設置                |
|          | ○ 「性暴力被害について考えるシンポジウム」の開催                          |
|          | ○ 犯罪被害者等支援に係る各種広報啓発活動の実施                           |
| 男女共同参画課  | ○ DV防止セミナーや、高校、専門学校、大学におけるデートDV防止出前セミナーの実施         |
|          | ○ 「性暴力及び男女間の暴力に関するシンポジウム」の開催等DV防止のための広報啓発活動の実施     |
|          | ○ あざれあ女性相談における相談対応                                 |
|          | ○ DV被害者、児童虐待に関わる相談員を対象とした各種研修会の実施                  |

| 取組機関       | 内 容                                               |
|------------|---------------------------------------------------|
| 公営住宅課      | ○ 犯罪被害者等やDV被害者に対する県営住宅の一時使用                       |
|            | ○ 市町担当課からの犯罪被害者等の一時受入に係る相談対応                      |
| こども家庭課     | ○ ひとり親家庭への医療費助成の実施                                |
|            | ○ 「子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会の開催」等関係機関との情報共有による連携体制の強化 |
|            | ○ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保                             |
|            | ○ 「児童虐待防止静岡の集い」の開催                                |
| 児童相談所      | ○ 一時保護による要保護児童の安全確保                               |
|            | ○ 一時保護中における児童福祉司の家庭調整による居住の安定の確保                  |
|            | ○ 一時保護中における児童心理司による心理的支援                          |
|            | ○ 児童相談所職員に対する専門性向上のための研修の実施                       |
| 女性相談センター   | ○ 健康福祉センター、市町と協力し、DV被害者と同伴児の一時保護の実施               |
|            | ○ DV被害者への電話相談や一時保護中における各種手続の案内や弁護士相談への同行等による自立支援  |
|            | ○ 婦人保護施設を利用した就労、転宅支援等、DV被害者の生活安定、自立支援             |
|            | ○ 各機関との情報共有のための一時保護聴き取り表及びチェックシートの改訂              |
|            | ○ 相談者に対する保護命令制度についての情報提供及び申立ての支援                  |
|            | ○ DV被害者に係る一時保護中の様子、支援の状況等について、市町へ情報提供を実施          |
|            | ○ 健康福祉センター、市町の女性相談担当者等、DV被害者に係る相談担当者への研修の実施       |
| 障害者政策課     | ○ 障害者虐待防止支援センターにおける相談対応の実施                        |
| 障害福祉課      | ○ 高次脳機能障害支援拠点の設置等                                 |
|            | ○ 高次脳機能障害支援従事者への研修の実施                             |
|            | ○ 高次脳機能障害に係る医療相談会の実施                              |
| 精神保健福祉センター | ○ 学校現場における危機発生時に「こころの緊急支援チーム」の派遣                  |
|            | ○ こころの緊急支援活動研修の実施                                 |
| 健康増進課      | ○ 高齢者虐待防止等の権利擁護に関する市町等からの電話相談窓口の設置                |
|            | ○ 高齢者虐待に対応する市町担当職員等に対する研修の実施                      |
| 国民健康保険課    | ○ 医療保険の円滑な利用のため、研修会、実地検査等における指導の実施                |

| 取組機関    | 内 容                                           |
|---------|-----------------------------------------------|
| 労働雇用政策課 | ○ 静岡労働局、ハローワークと連携しての犯罪被害者等の新規就労、転職における支援      |
|         | ○ 犯罪被害による後遺障害者に対する「障害者就業・生活支援センター」の紹介等情報提供の実施 |
|         | ○ 各県民生活センター（中小企業労働相談所）における労働問題についての相談対応       |
| 教育委員会   | ○ 各学校におけるスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置による相談体制の充実    |
|         | ○ 「いじめ・暴力対策メール」「24時間子供SOSダイヤル」の周知徹底           |
|         | ○ 道徳教育研修会等を通じての道徳教育の推進                        |
|         | ○ 自然・社会体験を通じての豊かな人間性を育む教育の推進                  |
|         | ○ 介護・保育実習を通じての生命や自然を大切にする心の育成                 |
|         | ○ いじめ、悩みごと相談マップの周知                            |
|         | ○ 虐待発見時の通告義務について各種研修会等において学校関係者に周知            |
|         | ○ 心を育む教育を推進するための「心を育む地域連携研修会」及び「心の教育学級懇談会」の開催 |
|         | ○ 体験活動を通じての豊かな人間性を育む人権教育の推進                   |
|         | ○ 交流及び共同学習を通じての豊かな人間性と社会性の育成の推進               |

【関係機関が連携して実施したもの】

| 連携機関                                | 内 容                                                |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 警察本部<br>くらし交通安全課                    | ○ 県、県警、市町等の犯罪被害者等支援担当者を対象とした「静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会」の開催 |
|                                     | ○ 「犯罪被害者等支援講演会 in しずおか」の継続開催                       |
|                                     | ○ 犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭活動の実施                        |
|                                     | ○ 県政インターネットモニターアンケートによる県民の意見の聴取                    |
| 警察本部<br>こども家庭課<br>児童相談所<br>女性相談センター | ○ 一時保護時の立入調査や臨検・搜索等児童虐待事案に係る合同研修の実施                |
|                                     | ○ 関係機関と連携したDV被害者及び被虐待児童の保護対策の実施                    |
| 警察本部<br>教育委員会                       | ○ 中学校、高校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催                        |
| くらし交通安全課<br>教育委員会                   | ○ 高等学校における「生命（いのち）のメッセージ展」の開催                      |
|                                     | ○ 県内各高等学校にSORAの広報啓発用カード及びポスターの配布                   |



## 資料編 2 平成 29 年度犯罪被害類型別調査結果

この調査は、警察庁が、第 3 次犯罪被害者等基本計画に基づき、被害者類型別、加害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について調査を実施し、犯罪等被害が心身の健康状態に及ぼす影響等を把握し、施策の企画・立案等に反映させることを目的として、平成 30 年 1 月 19 日（金）から 28 日（日）までの間、インターネット調査によって実施され、1,696 人の方から回答を得たものです。

この調査では、選択形式のほか、自由記述形式での回答も求めており、自由記述形式の回答について以下のとおりまとめられています。（選択形式の回答を含む調査結果の詳細は、警察庁ホームページに掲載されています。）

### 1 犯罪被害類型別、身体上・精神的な被害の影響

身体上・精神的な被害の影響に関し、犯罪被害者等から寄せられた自由記述形式での回答を以下に整理する。

|           |                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| DVの被害者    | 離婚で被害に一区切りはついたが、トラウマは残るとの意見がみられる。                                                                                                                |
| ストーカーの被害者 | 被害から数十年経っても恐怖は忘れない、今でも思い出すと嫌な気分がよみがえる、いまだに夢に出てくる、男性不信となっている等の意見がみられる。                                                                            |
| 児童虐待の被害者  | 大人になっても虐待の傷は癒えない、永遠に苦しむ、鮮明に苦痛を覚えている、子供の時に受けた傷はその人の将来に少なからぬ影を落とす、年齢を重ねるほどフラッシュバックが多くなる、苦しめられた年数に比例して立ち直りにくくなる、いまだにまっすぐ人の目を見て話すことができない等の意見がみられている。 |
| 性的な被害の被害者 | 時折思い出すと吐き気がする、事件後心身状態が悪化していき休職を余儀なくされた、孤独である、男性不信から男性上司・同僚の言動に過敏に反応してしまう、被害から十年以上経っても苦しい等の意見がみられる。                                               |
| 交通事故の被害者  | 事件後は横断歩道が怖くて渡れなかった、事故があった道の通行を避けた、車に乗るのに慎重になった、一人でハンドルを握れるようになってからも何度も冷や汗が出た、事故のことを思い出すと心拍数が上がる、事故の恐怖は忘れない等の意見がみられている。                           |
| 殺人・暴力等    | 被害者とその子どもの心の傷は現在も癒えることはない、テレビ等で加害者と似ている人を見ると思い出して嫌な気分になる、忘れたくても思い出してしまう等の意見がみられている。                                                              |

被害の影響は非常に長期、あるいは一生にわたって継続する。特に被害の長期化が懸念される児童虐待、DV、性的被害のみならず、ストーカー等や交通事故、殺人・暴力等の被害についても被害の影響が日常生活に影を落としている。被害の長期化が深刻な様子がうかがえる。

## 2 通報・相談状況

通報・相談に関し、犯罪被害者等から寄せられた自由記述形式での回答を以下に整理する。

|                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 相談できなかったケースとその理由                                                                                                                                               |
| どこにも相談できなかった理由を聞くアンケート設問では、「低年齢であったため、相談することを思い至らなかった」、「どこに相談すればよいかわからなかった」、「他人に知られたくなかった」、「相談するほどのことではないと思った」をはじめ、多様な理由が示された。自由回答においても多様な回答がみられている。             |
| ① 加害者が身近な人の場合や、性的被害の場合等で、相談がためらわれている                                                                                                                             |
| 配偶者や身近な人からの被害の場合、相談した後の展開等を考え、相談を逡巡する例がみられる。また、性的な被害等においては、誰かに話すのが恥ずかしい、他人に知られたくない気持ちが相談をしにくくしている。これらの方々でも「通報・相談しておけばよかった」との後悔の念を持つ方もいることから、被害を潜在化させない対策が必要と言える。 |
| ② 低年齢の犯罪被害者等では相談に思い至らない人も多い                                                                                                                                      |
| 低年齢であったために、相談という行動を思いつかなかったり、的確な判断ができなかつたりする例がみられる。これらの場合には、目撃者や周囲の大人が適切な対応をしてくれれば状況が変わり得るとの意見がみられている。                                                           |
| ③ 犯罪被害者等が低年齢者の場合や、加害者が近隣住人の場合、加害者を恐れて相談できない                                                                                                                      |
| 特に犯罪被害者等が低年齢者の場合や、加害者が近所に住んでいる者の場合、加害者に口止めされる、加害者からの仕返し・再被害を怖れる等により相談できず、被害が潜在化する例がみられる。                                                                         |
| ④ 連絡手段がない、証拠がない、と相談を諦める                                                                                                                                          |
| 一方、通報・相談したいのに、物理的にできない、証拠がないからできないと考えている犯罪被害者等もみられる。これらの犯罪被害者等には相談窓口等の情報を周知することにより、相談行動を顕在化できる可能性がある。                                                            |
| 2 相談したが、効果が得られなかったケース                                                                                                                                            |
| 相談したが、具体的な効果が得られなかった、あるいはむしろ傷つけられた等の場合には、さらに被害の潜在化が進む可能性がある。児童虐待やDV等の被害は家族の問題だからと取り合われず、犯罪被害者等の落胆を生む例もみられる。また、昔の被害において、このような例が比較的多くみられる。                         |

|                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 相談から解決に至るケース                                                                                                                                                                                |
| 相談したことで、周囲の支援が得られ、加害者が制裁を受けた、自身の身体的・精神的状態が改善した例もみられる。そこでは、相談したことで自分が強くなれ解決を早めた、様々な人々に支えられ少しずつ元の生活状態に戻っている、カウンセリングに通院して自分の存在を認めることができるようになってきた、相談や助言だけでは、解決には至らないため弁護士に強制執行をしてもらった等の意見がみられている。 |

### 3 施策への要望

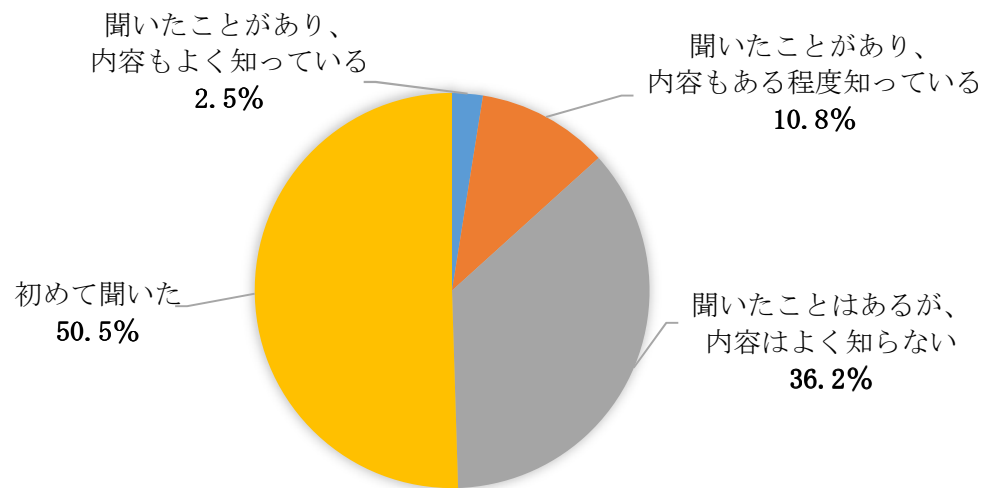
犯罪被害者等向け施策への要望に関し、犯罪被害者等から寄せられた自由記述形式での回答を以下に整理する。

|                    |                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談窓口や支援窓口の普及広報の必要性 | 相談窓口・避難場所・支援等を知っていれば、もっと早く相談できていれば、支援を行ってもらえていれば、早く回復できたかもしれないという意見は多い。また、そのような意見は、児童虐待、性的被害、DVの被害者から多くみられている。相談窓口や支援窓口の普及広報が必要とされている。                 |
| カウンセリング、心のケア等の充実   | 現在も、とくに精神的被害の影響が継続しているとの回答は多くみられている。これらの方々からは、カウンセリングを受けたいとの要望が多くみられている。相談窓口・支援窓口のみならず、相談窓口や支援窓口の普及広報も必要である。                                           |
| 支援メニューの情報提供        | 犯罪被害者等からは、自身の情報不足から、必要な支援を得られず、何が必要かもわからず、報われない日々を過ごしたとの意見もみられている。支援を受けたかったとの意見も多い。昔と比べて現在では、支援メニューも充実してはいるが、その支援メニューを国民に周知することが必要である。                 |
| 二次被害防止への教育・指導      | 犯罪被害者等は、家族、知人友人、加害者関係者、警察、報道関係者等から二次被害を受けている。これらの二次被害を防止する教育・指導の推進を希望する意見がみられる。                                                                        |
| その他                | その他の施策ニーズとして、社会全体で犯罪行為を発見したら通報・相談するよう促進する広報活動、とるべき具体策と一緒に考えてくれること、精神不安者による犯罪を起こさせないような加害者メンタルケア等が挙げられた。これらの意見は児童虐待、DV、ストーカー行為者等の被害者から多く出されていることが特徴である。 |

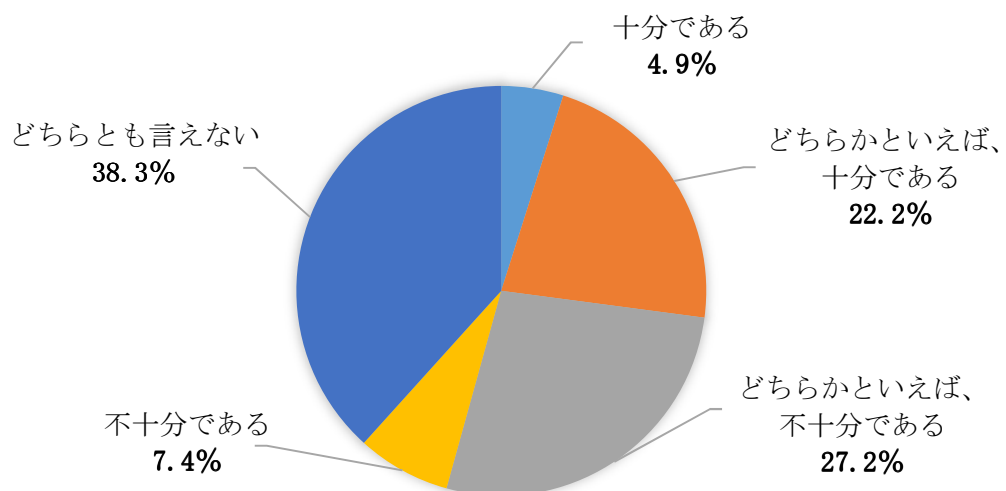
### 資料編3 令和元年度第7回県政インターネットモニター アンケート実施結果（犯罪被害者支援施策に関して）

令和元年8月、県政インターネットモニターを対象に、犯罪被害者支援施策に関するアンケート調査を実施し、610人（男性301人、女性309人）の方から回答を得ました。

問1 あなたは、「静岡県犯罪被害者等支援条例」についてご存知ですか。



問1-2 問1で「聞いたことがあり、内容もよく知っている」、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」を選択された方に伺います。あなたは、静岡県では犯罪被害者支援等支援は十分に行われていると思いますか。（回答数は1つ）



問１－３ 問１－２で「十分である」、「どちらかといえば、十分である」、「どちらかといえば、不十分である」、「不十分である」を選択された方に伺います。問１－２の選択肢を選択した理由をお答えください。（任意） ※回答は一部抜粋

「十分である」を選択した人の理由

- ・ 加害者が償うべきだから。

「どちらかといえば、十分である」を選択した人の理由

- ・ 県や各市町村に相談窓口があり、整備されているから。
- ・ 県会報を読んだり、警察が警らをしているのが分かるから。

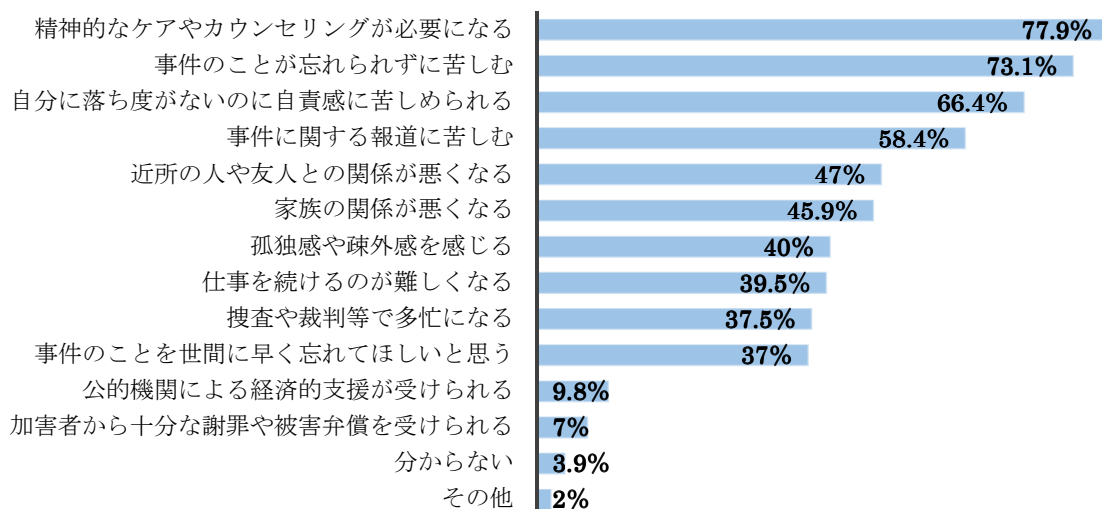
「どちらかといえば、不十分である」を選択した人の理由

- ・ 被害者は辛い思いをしている人が多いと聞くから。
- ・ 広報活動が十分されていないと感じるから。
- ・ 加害者の人権ばかりが守られ、被害者は自ら行動しなければ支援を受けられないという印象があるから。

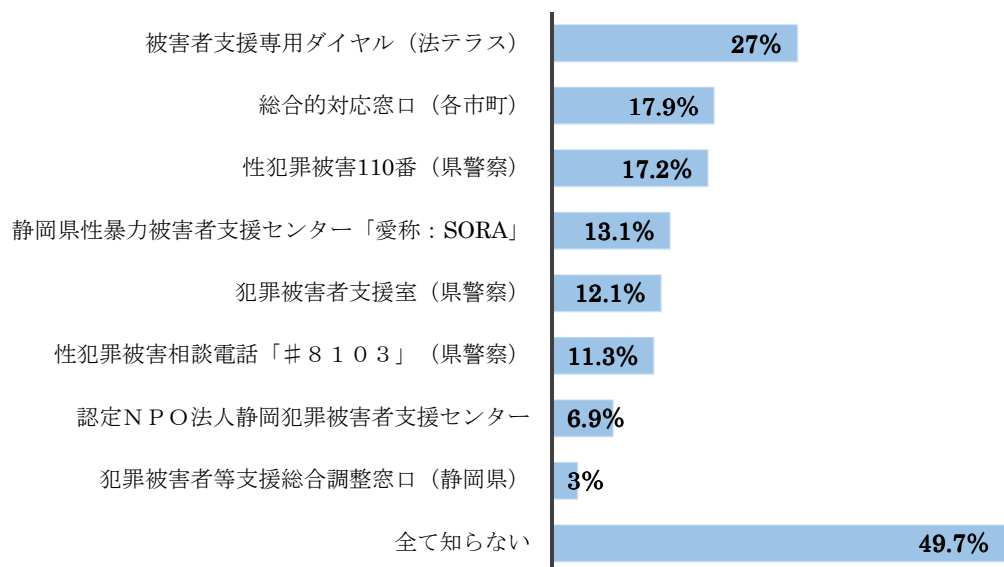
「不十分である」を選択した人の理由

- ・ 親身になって相談を受ける機関がないから。
- ・ 被害者は泣き寝入りするしかないから。
- ・ 被害者は不当な中傷や経済困窮等の苦況に追い込まれていると思うから。
- ・ 長期に亘る支援体制は、まだできていないように思うから。

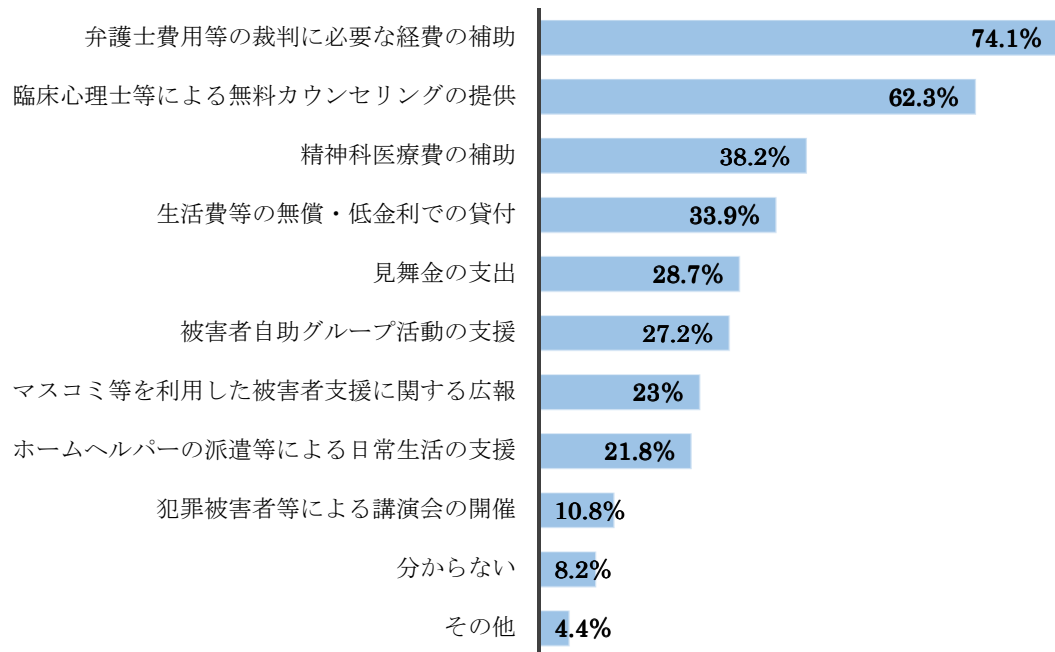
問２ あなたは、犯罪被害者は、被害に遭って以降、具体的にどのような状況におかれることが多いと思いますか。（複数回答可）



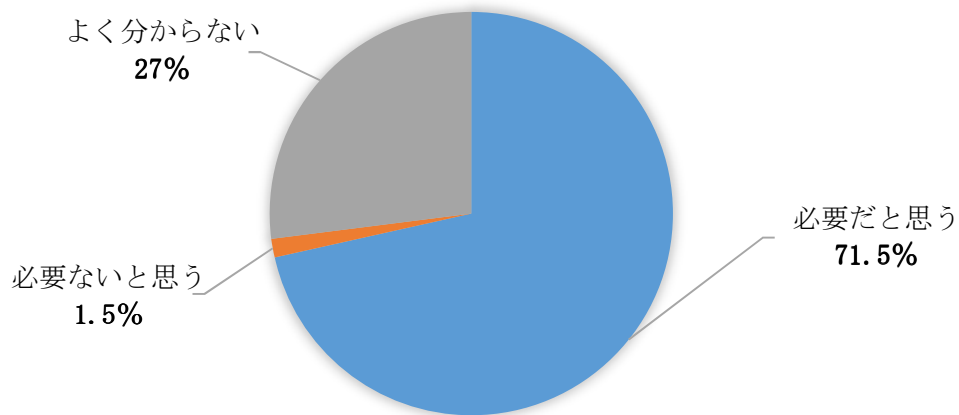
問3 あなたが知っている被害者相談窓口を教えてください。



問4 あなたは、今後、犯罪被害者支援のためにどのような施策が必要だと思いますか。（複数回答可）



問5 平成31年4月現在、全国の市区町村の約29%が犯罪被害者等支援条例を制定しております。静岡県内では、藤枝市、長泉町、裾野市が同条例を制定しておりますが、あなたは県内の市町でも同条例が必要だと思いますか。（回答数は1つ）



問5－2 問5で「必要だと思う」、「必要ないと思う」を選択された方に伺います。問5の選択肢を選択した理由をお答えください。（任意） ※回答は一部抜粋

「必要だと思う」を選択した人の理由

- ・ 誰もが被害者になる可能性があり、住んでいる自治体の支援が必要だと思う。
- ・ 被害者は平等に支援を受けられるべきだと思うのに、住んでいる市町村によって受けられる支援に差があるのはおかしいと思う。
- ・ 住民にとって身近な市町村での対応が望ましいと思う。
- ・ 被害者は長期に亘って苦しめられると思うので、精神面・経済面での支援は必要だと思う。

「必要ないと思う」を選択した人の理由

- ・ 既存の体制で、ある程度の支援が確保されていると思う。
- ・ 静岡県で条例が制定されているので必要ないと思う。

問6 犯罪被害者やその支援についてご意見がありましたら、ご自由にお書きください。（500字以内） ※回答は一部抜粋

- ・ 被害者は長期間、精神的に苦しむことになると思う。医師など専門家による継続的な心理的ケアを受けられるようにしてほしい。
- ・ 支援体制の整備だけでなく、犯罪抑止に力を入れるべきだと思う。
- ・ 加害者の人権は配慮されているのに、被害者の配慮は十分でないように思う。
- ・ 被害者への過度な取材や実名報道による、二次被害の対策をしてほしい。
- ・ いつ被害者になるのか分からないので、相談窓口がすぐ分かるように広く広報を行ってほしい。

## 資料編 4 静岡県犯罪被害者等支援推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 静岡県における犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、静岡県犯罪被害者等支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定及び推進に関する事務を所掌する。

### (組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、警察本部長をもって充てる。

3 副本部長は、警察本部警務部長、くらし・環境部長をもって充てる。

4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に出席を求めることができる。

### (静岡県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、静岡県犯罪被害者等支援推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、警察本部警務部長をもって充てる。

4 副委員長は、くらし・環境部県民生活局長をもって充てる。

5 委員は、別表2に掲げる者をもって充てる。

6 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

### (幹事会)

第7条 検討委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、警察本部警察相談課長をもって充てる。

4 副幹事長は、くらし・環境部くらし交通安全課長をもって充てる。

5 幹事は、委員の課に所属する班長級の職員をもって充てる。

6 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

### (事務局)



第8条 推進本部の事務局は警察本部警察相談課に置くものとし、その運営は、  
くらし・環境部くらし交通安全課の協力を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本  
部長が定める。

この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

改正 令和2年12月4日

改正 令和4年6月9日

改正 令和6年2月27日

(別表1)

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 本部員 | くらし・環境部 | 県民生活局長        |
|     |         | 建築住宅局長        |
|     | 健康福祉部   | 福祉長寿局長        |
|     |         | こども未来局長       |
|     |         | 障害者支援局長       |
|     |         | 健康局長          |
|     | 経済産業部   | 就業支援局長        |
|     | 教育委員会   | 教育部理事（政策管理担当） |

(別表2)

|    |        |           |
|----|--------|-----------|
| 委員 | 県民生活局  | くらし交通安全課長 |
|    |        | 男女共同参画課長  |
|    | 建築住宅局  | 公営住宅課長    |
|    | 福祉長寿局  | 地域福祉課長    |
|    |        | 福祉長寿政策課長  |
|    | こども未来局 | こども家庭課長   |
|    | 障害者支援局 | 障害者政策課長   |
|    |        | 障害福祉課長    |
|    | 健康局    | 国民健康保険課長  |
|    | 就業支援局  | 労働雇用政策課長  |
|    | 教育委員会  | 教育政策課長    |
|    |        | 義務教育課長    |
|    |        | 高校教育課長    |
|    |        | 特別支援教育課長  |
|    |        | 社会教育課長    |
|    | 警察本部   | 警察相談課長    |

## 資料編 5 静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定 及び検証に関する有識者検討会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、推進計画（静岡県犯罪被害者等支援条例（平成26年静岡県条例第92号）第8条に規定する犯罪被害者等支援に関する推進計画をいう。以下同じ。）の策定及び推進計画に基づく施策の検証のための有識者検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 推進計画の策定及び検証に関する事項
- (2) その他検討会が犯罪被害者等支援に関して特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討会は、犯罪被害者等の支援に関し学識経験のある者のうちから、静岡県犯罪被害者等支援推進本部設置要綱（平成27年8月10日）に定める推進本部長が委嘱する委員により組織する。

- (1) 検討会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 検討会に副会長を置き、会長の推薦に基づき、委員の承認によってこれを定める。
- (3) 会長は、会務を総理する。
- (4) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から5年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期途中で委員の変更があった場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 検討会は、必要に応じ、委員以外の者を招致し、意見、説明等を求めることができる。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、静岡県警察本部警務部警察相談課において処理し、その運営はくらし・環境部くらし交通安全課の協力を得て行うものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

資料編6 第2次推進計画における取組の体系

| 重点課題Ⅰ                                |                                     |                                     | 重点課題Ⅱ                         |                                  |                            | 重点課題Ⅲ                                |                                   |                                 |                            |              |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------|--------------|
| 犯罪被害者等に対する各種情報の提供                    |                                     |                                     | 精神的・経済的支援                     |                                  |                            | 関係機関相互の連携                            |                                   |                                 |                            |              |
| 基本方針                                 | 取組                                  | 県機関                                 | 基本方針                          | 取組                               | 県機関                        | 基本方針                                 | 取組                                | 県機関                             |                            |              |
| 1<br>相談及び情報の提供等<br>(第9条)             | ① 指定被害者支援要員による被害直後からの相談対応           | 警察本部                                | 1<br>日常生活の支援<br>(第12条)        | ① 支援センターへの情報提供制度の活用              | 警察本部                       | 1<br>関係機関の連携<br>協力体制の構築<br>(第3条第4項)  | ① 県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催      | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ② 「被害者の手引」の充実と対象者への確実な交付            | 警察本部                                |                               | ② 市町の総合的対応窓口との連携                 | 警察本部、くらし交通安全課              |                                      | ② 静岡県性暴力被害者支援センターSORAと関係機関との連携強化  | くらし交通安全課                        |                            |              |
|                                      | ③ 警察における各種相談窓口の適切な運営                | 警察本部                                |                               | ③ 経済的援助制度の研究                     | 警察本部、くらし交通安全課              |                                      | ③ 県内市町との連携協力体制の充実                 | 警察本部、くらし交通安全課                   |                            |              |
|                                      | ④ 静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応       | くらし交通安全課                            |                               | ④ DV被害者の自立支援                     | こども家庭課、女性相談支援センター          |                                      | ④ 各民間団体との連携協力体制の充実                | 警察本部、くらし交通安全課                   |                            |              |
|                                      | ⑤ 市町の担当窓口へ条例制定状況等の情報提供              | 警察本部、くらし交通安全課                       | 2<br>心理的外傷等からの回復<br>(第13条)    | ① 被害者支援カウンセラーによるカウンセリングの実施       | 警察本部                       |                                      | ⑤ 児童虐待・DV防止のための関係機関のネットワーク強化      | こども家庭課、児童相談所、女性相談支援センター         |                            |              |
|                                      | ⑥ 市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化         | くらし交通安全課                            |                               | ② カウンセリング等費用に係る公費負担制度の運用         | 警察本部                       | 2<br>民間支援団体に対する<br>県の支援<br>(第7条第2項)  | ① 早期援助団体への情報提供                    | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ⑦ 「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用            | くらし交通安全課                            |                               | ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 | 教育委員会                      |                                      | ② 早期援助団体が行う直接的支援事業への助言及び協力        | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ⑧ スクールカウンセラーの派遣等学校内における相談体制の充実      | 教育委員会                               |                               | ④ 犯罪被害者等からの相談受理                  | 精神保健福祉センター                 |                                      | ③ 支援センターと連携しての広報活動                | 警察本部、くらし交通安全課                   |                            |              |
|                                      | ⑨ 被害児童及び保護者等に対する相談機関の紹介             | 教育委員会                               |                               | ⑤ PTSDの対応に関する研修会の検討              | 精神保健福祉センター                 |                                      | ④ 支援センターの活動基盤の強化への協力              | 警察本部、くらし交通安全課                   |                            |              |
|                                      | ⑩ 県総合教育センターにおける面接・電話による教育相談対応       | 教育委員会                               |                               | ⑥ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援     | 障害福祉課                      | 3<br>緊急を要する犯罪被害者<br>等支援の実施<br>(第18条) | ① 死傷者多数事件事故発生時における被害者支援本部の設置      | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ⑪ あざれあ女性相談における相談対応                  | 男女共同参画課                             |                               | ⑦ 被害虐待児童への心理的ケア等                 | 児童相談所                      |                                      | ② 死傷者多数事件事故発生時における活動要領マニュアルの作成・整備 | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ⑫ DV防止パンフレット等による相談場所等の情報提供          | 男女共同参画課                             | 3<br>安全の確保<br>(第14条)          | ① 加害者からの再被害防止対策の徹底               | 警察本部                       |                                      | ③ 県犯罪被害者支援連絡協議会等における連絡体制の整備       | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ⑬ 要保護児童対策地域協議会の活動支援による相談体制の充実等      | 児童相談所                               |                               | ② DV被害者の安全確保のための各種措置             | 警察本部                       | 重点課題Ⅳ                                |                                   |                                 |                            |              |
|                                      | ⑭ 障害者虐待防止支援センターにおける相談対応             | 障害者政策課                              |                               | ③ DV被害者・被害虐待児童の保護等社会的養護          | 児童相談所、女性相談支援センター           | 理解の増進                                |                                   |                                 |                            |              |
| 2<br>損害の回復を図るための<br>情報の提供等<br>(第10条) | ① 法テラス、県弁護士会等犯罪被害相談窓口の紹介            | 警察本部、くらし交通安全課                       |                               | ④ DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底            | 女性相談支援センター                 | 基本方針                                 | 取組                                | 県機関                             |                            |              |
|                                      | ② 支援センターへの情報提供制度の活用                 | 警察本部                                |                               | ⑤ 関係機関の連携によるDV被害者の安全確保           | 男女共同参画課                    | 1<br>県民の理解の増進<br>(第19条)              | ① 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実              | 警察本部、くらし交通安全課                   |                            |              |
|                                      | ③ 捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等に係る情報提供          | 警察本部                                |                               | ⑥ 一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有         | 女性相談支援センター                 |                                      | ② 犯罪被害者週間における集中的な広報、街頭活動の実施       | 警察本部、くらし交通安全課                   |                            |              |
| 3<br>経済的な助成に関する<br>情報の提供等<br>(第11条)  | ① 各種団体が行う奨学金制度に係る情報提供               | 警察本部                                | ⑦ 保護命令の積極的運用と被害者の安全の確保        | 女性相談支援センター                       | ③ 「犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の継続開催 |                                      | 警察本部、くらし交通安全課                     |                                 |                            |              |
|                                      | ② 交通事件事故被害者等に対する支援制度の情報提供           | 警察本部                                | ⑧ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の周知徹底    | 教育委員会                            | ④ 犯罪被害者支援貢献者・団体への表彰による士気高揚 |                                      | 警察本部                              |                                 |                            |              |
|                                      | ③ 警察で所管する各種公費負担制度の教示                | 警察本部                                | 4<br>居住の安定<br>(第15条)          | ① ハウスクリーニング費用に係る公費負担制度の運用        | 警察本部                       |                                      | ⑤ 広報啓発活動による児童虐待防止への理解促進           | こども家庭課                          |                            |              |
|                                      | ④ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化             | 警察本部                                |                               | ② 一時避難場所確保に係る公費負担制度の運用           | 警察本部                       | 2<br>学校における教育<br>(第20条)              | ① 「命の大切さを学ぶ教室」の開催                 | 警察本部、教育委員会                      |                            |              |
|                                      | ⑤ 税法上の救済制度に係る情報提供                   | 警察本部                                |                               | ③ 犯罪被害者等に対する県営住宅の一時使用            | 公営住宅課                      |                                      | ② 大学での被害者支援講義の実施と大学生ボランティアの参加促進   | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ⑥ 暴力団犯罪被害者支援制度に係る情報提供               | 警察本部                                |                               | ④ 市町担当課への犯罪被害者等の公営住宅入居に伴う各種制度の周知 | 公営住宅課                      |                                      | ③ 生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進           | 教育委員会                           |                            |              |
|                                      | ⑦ 医療保険の円滑な利用の確保                     | 国民健康保険課                             |                               | ⑤ DV被害者、被害虐待児童の一時保護施設退所時の支援      | 児童相談所、女性相談支援センター           |                                      | ④ こころの教育の推進                       | 教育委員会                           |                            |              |
|                                      | ⑧ ひとり親家庭への医療費の助成制度に係る情報提供           | こども家庭課                              |                               | ⑥ DV被害者に対する県営住宅の一時使用             | 公営住宅課                      |                                      | ⑤ 体験活動による豊かな人間性や社会性の育成            | 教育委員会                           |                            |              |
|                                      | ⑨ 被害者国選弁護制度や民事法律扶助制度に係る情報提供         | 警察本部、くらし交通安全課                       |                               | ⑦ 被害虐待児童への一時保護等による社会的な擁護の実施      | 児童相談所                      |                                      | ⑥ 自他の生命を尊重する心情や態度の育成              | 教育委員会                           |                            |              |
| 6<br>捜査の過程における<br>配慮等 (第17条)         | ① 犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施               | 労働雇用政策課                             |                               | ⑧ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保            | こども家庭課                     |                                      | ⑦ 交流及び共同学習による豊かな人間性と社会性の育成        | 教育委員会                           |                            |              |
|                                      | ② 犯罪被害による後遺障がい者に対する就業情報の提供          | 労働雇用政策課                             | 5<br>雇用の安定<br>(第16条)          | ① 犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施            | 労働雇用政策課                    | 3<br>犯罪被害者支援<br>従事者に対する研修<br>(第21条)  | ① 指定被害者支援要員及び特別支援要員に対する研修の実施      | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | ③ 事業主との間の労働問題に係る相談対応                | 労働雇用政策課                             |                               | ② 犯罪被害による後遺障がい者に対する就業情報の提供       | 労働雇用政策課                    |                                      | ② 警察学校入校生に対する授業の実施                | 警察本部                            |                            |              |
|                                      | 6<br>捜査の過程における<br>配慮等 (第17条)        | ① 指定被害者支援要員の活用による二次的被害の防止           |                               | 警察本部                             | ③ 事業主との間の労働問題に係る相談対応       |                                      | 労働雇用政策課                           | ③ 女性地域警察官研修会における研修の実施           | 警察本部                       |              |
|                                      |                                     | ② 司法解剖後の遺体修復費用に係る公費負担制度の運用          |                               | 警察本部                             | 4<br>意見の反映<br>(第22条)       |                                      | ① 指定被害者支援要員の活用による二次的被害の防止         | 警察本部                            | ④ 性犯罪指定捜査員研修会における研修の実施     | 警察本部         |
|                                      |                                     | ③ 司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用          |                               | 警察本部                             |                            |                                      | ② 司法解剖後の遺体修復費用に係る公費負担制度の運用        | 警察本部                            | ⑤ 警察署相談係員対象の研修会の実施         | 警察本部         |
|                                      |                                     | ④ 緊急避妊費用等に係る公費負担制度の運用               |                               | 警察本部                             |                            |                                      | ③ 司法解剖後の遺体搬送費用に係る公費負担制度の運用        | 警察本部                            | ⑥ 犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷研修の実施 | 警察本部         |
|                                      | ① 県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施           | 警察本部、くらし交通安全課                       |                               | ④ 緊急避妊費用等に係る公費負担制度の運用            |                            |                                      | 警察本部                              | ⑦ 各研修における「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用 | くらし交通安全課                   |              |
|                                      | ② 推進計画策定及び改正時における意見公募(パブリックコメント)の実施 | 警察本部                                |                               | ① 県・県警・市町担当者に対する研修会の開催           |                            |                                      | 警察本部、くらし交通安全課                     | ⑧ 県・県警・市町担当者に対する研修会の開催          | 警察本部、くらし交通安全課              |              |
|                                      | ③ 推進計画策定、改正及び検証時における有識者検討会の実施       | 警察本部                                |                               | ② DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施      |                            |                                      | 男女共同参画課、女性相談支援センター、児童相談所          | ⑨ DV被害者、児童虐待に対応する相談員への研修の実施     | 男女共同参画課、女性相談支援センター、児童相談所   |              |
|                                      | 4<br>意見の反映<br>(第22条)                | ① 県政アンケート等を活用した県民の意識調査の実施           |                               | 警察本部、くらし交通安全課                    |                            |                                      | ③ 犯罪被害者等に初期に接する者への研修の実施           | 精神保健福祉センター                      | ⑩ 犯罪被害者等に対する市町職員への研修の実施    | こども家庭課、児童相談所 |
|                                      |                                     | ② 推進計画策定及び改正時における意見公募(パブリックコメント)の実施 |                               | 警察本部                             |                            |                                      | ④ 児童虐待に対応する市町職員への研修の充実            | こども家庭課、児童相談所                    | ⑪ 児童虐待に対応する市町職員への研修の充実     | こども家庭課、児童相談所 |
| ③ 推進計画策定、改正及び検証時における有識者検討会の実施        |                                     | 警察本部                                | ⑤ 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上 | 福祉長寿政策課                          |                            |                                      | ⑫ 高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる職員の対応能力向上     | 福祉長寿政策課                         |                            |              |